

第六管区海上保安本部公示第29号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和6年7月17日

第六管区海上保安本部長

小野 雄介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所
住 所 愛媛県松山市海岸通2426-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

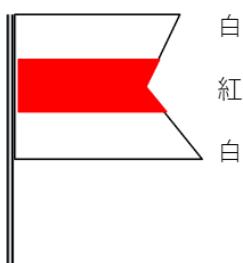
区 域 壬生川港及び付近（付図のとおり）
期 間 令和6年7月23日から
令和7年3月14日までのうち5日間

3 水路測量の実施方法

単素子音響測深機による測深及びG N S Sによる船位決定

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を揚げる



付 図

